

議案第17号

みよし市流水占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じて、土地占用料の額を改定するため必要があるからである。

みよし市流水占用料等条例の一部を改正する条例

みよし市流水占用料等条例（平成12年三好町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2柱類を設ける場合の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、

94
----

を

85
----

に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設を

設ける場合の項中 

31
45

 を 

36
51

 に、「67」を「77」に、

89
----

 を 

100
-----

 に、「130」を「150」に、「180」

を「200」に、「310」を「360」に、「450」を「510」に、「890」を「1,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の占用の許可を受けた者に係る土地占用料の額は、この条例による改正前のみよし市流水占用料等条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市流水占用料等条例に定める土地占用料の額とする。

みよし市流水占用料等条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(流水占用料等の徴収)				(流水占用料等の徴収)			
第2条 市長は、法第23条、第24条又は第25条の許可（以下「占用等の許可」という。）を受けた者から、それぞれ別表第1から別表第3までに定めるところにより算出した額（その額が100円に満たないときは、100円）の流水占用料等を徴収する。				別表第2（第2条関係）			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
土地占用料				土地占用料			
占用の区分		単位	占用料の額 (単位：円)	占用の区分		単位	占用料の額 (単位：円)
耕地の用に供する場合の項 略				同左			
柱類を設ける場合	第一種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	柱類を設ける場合	第一種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第二種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第二種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>
	第三種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>		第三種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>
	第一種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>		第一種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>
	第二種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>		第二種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第三種電話柱	1本1年につき	<u>1,900</u>		第三種電話柱	1本1年につき	<u>2,100</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>
塔類を設ける場合の項 略				同左			
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設を設ける場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設を設ける場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>45</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>450</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>890</u>
その他の場合の項 略				同左			
備考 略				備考 略			